

社会保険ひろしま

第856号

- 個人番号等登録届の提出にご協力ください
- 年末年始における保険料口座振替日にご留意ください
- 労働保険及び雇用保険の届出を同時に提出することが可能となります
- その他 出張相談所開設のご案内（1月）
- 平成30年度インセンティブ制度の実績が確定しました！
- 令和元年度健康保険委員表彰を行いました！
- 令和元年度も「医療費のお知らせ」を送付します
- 特定保健指導のご案内
- 健診結果の「要治療」項目について、病院への受診はお済みですか？



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和元年10月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		54,610	54,026
船舶所有者数		278	345
被保険者数	男性	516,749人	390,089人
	女性	314,513人	261,720人
	船員	3,223人	3,306人

日本年金機構からのお知らせ

個人番号等登録届の提出にご協力ください

日本年金機構において、基礎年金番号とマイナンバーを紐づけることができていない厚生年金保険被保険者が在籍する適用事業所の事業主さまへ、**令和2年1月上旬頃に「マイナンバー未収録者一覧」**及び**個人番号等登録届**をお送りいたします。

(注) 一覧に記載する被保険者がいない適用事業所の事業主さまには、当該一覧等はお送りいたしません。

○事業主の皆さまへのお願い

今回お送りする一覧には、基礎年金番号とマイナンバーを紐づけることができていない厚生年金保険被保険者の情報が記載されています。これらの方は、結婚・転居等で氏名や住所に変更があった場合に届出の省略ができず、事業主さまからの届出が必要になります。

つきましては、一覧の被保険者について、基礎年金番号とマイナンバーを紐づけるため、事業主さまより、**個人番号等登録届をご提出いただきますようご協力をお願いいたします。**

詳細につきましては、日本年金機構ホームページをご確認ください。

<https://www.nenkin.go.jp/mynumber/>

年未年始における保険料口座振替日にご留意ください

令和元年11月分の保険料の口座振替日は令和2年1月6日(月)になります。保険料を口座振替により納付されている事業主の皆さまは残高不足とならないよう、ご確認をお願いします。

なお、領収結果は1月にお知らせいたしますが、一部の金融機関分については2月になる場合があります。

労働保険及び雇用保険の届出を同時に提出することが可能となります

事業主の事務負担の軽減を図る目的から、厚生年金保険、健康保険、労働保険及び雇用保険の各手続において、届出の契機が同一である手続きを一つづりとした届出様式(統一様式)が、現行の様式とは別に新たに設けられます。なお、現行の届出様式については、令和2年1月以降も引き続きご利用いただけます。

統一様式の対象となる届出は、新規適用届・適用事業所全喪届^(※)・被保険者資格取得届^(※)・被保険者資格喪失届^(※)の4届書です。

統一様式を用いて届出を行う場合は、年金事務所、労働基準監督署及びハローワークのいずれにおいても受付が可能です。統一様式での届出は、令和2年1月から受付開始となります。

- 統一様式は**全国健康保険協会が管掌する健康保険の適用事業所に限り**ご利用いただけます。
- 統一様式で届出を行う場合は**年金事務所等の窓口**に直接ご提出ください。
- ※の届書は年金事務所とハローワークでの統一様式のため、労働基準監督署では受付を行っていません。

◆ 出張相談所開設のご案内（1月）

市 町	日 時		会 場	予約制の有無	
				① 予約の受付締め	② 予約先及び電話番号
大竹市	毎週火曜日	10:00~15:30	大竹商工会議所	予約制 ※1	① 相談日の前々日の午前中 ② 広島西年金事務所 ☎082-535-1505
北広島町	1月23日（木）	10:00~15:30	北広島町役場	予約制 ※2	① 相談日の前日 ② ※2 参照
竹原市	1月8日（水）	10:00~15:30	人権センター1階会議室 （竹原市中央 5-5-17）	予約制 ※1	① 相談日の前々日の午前中 ② 呉年金事務所 ☎0823-22-1691
尾道市	毎週火・木曜日	10:00~15:30	尾道市市民会館 （旧：尾道市公会堂別館）	完全予約制 ※1	① 相談日の前日の午前中 ② 三原年金事務所 ☎0848-63-4111
尾道市因島	毎週月曜日 （1月13日は祝日のため 1月14日に変更）	10:00~15:30	因島総合福祉保健センター はっさく交流館（旧田熊中学校） 3階第1・2相談室		
尾道市向島	毎週金曜日	10:00~15:30	向島支所 1階相談待合室		
世羅町	1月16日（木）	10:00~15:30	世羅町役場本庁舎		
庄原市	1月15日（水）	10:00~15:00	庄原市役所東城支所	予約制 ※1	① 相談日の前日 ② 三次年金事務所 ☎0824-62-3107

※1 各年金事務所への予約申し込みは電話音声案内の「1」の後に「2」を押してください。

※2 北広島町役場での年金相談予約申し込みは北広島町役場 町民課国保年金係 ☎050-5812-1854、
芸北支所 ☎050-5812-2110、大朝支所 ☎050-5812-2211、豊平支所 ☎050-5812-1122 で受け付けます。

◆ 手話による年金相談のご案内

会 場	日 時	毎月第二土曜日（13時~16時）は広島県内の
広島東年金事務所	1月8日（水）13:00~15:00	年金事務所への事前申し込みにより、手話による年金相談を行っています。
福山年金事務所	1月8日（水）13:00~15:00	

◆ 新任事務担当者説明会のご案内

会 場	日 時	管轄年金事務所
広島南年金事務所3階会議室	1月23日（木）13:30~16:00	広島東年金事務所
備後地域地場産業振興センター （福山市東深津町3-2-13）	1月23日（木）13:30~16:00	福山年金事務所
呉年金事務所3階会議室	1月17日（金）13:30~16:00	呉年金事務所
三原年金事務所2階会議室	1月15日（水）13:30~16:00	三原年金事務所

●対象者 ①新任事務担当の方 ②新規加入事業所の方 ③その他受講を希望される方

◆ 年金事務所で年金の予約相談を行っています

ご予約いただくと、お客様のご都合に合わせてスムーズに相談できます。またご相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します。

予約申し込みは「予約受付専用電話」へ！0570-05-4890

○予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。○予約による相談は8:30~16:00（月~金曜日）に実施します。
○ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。○お近くの年金事務所でも受け付けています。



～協会けんぽ広島支部は加入者の皆様全員の健康増進をめざします～

平成30年度インセンティブ制度の実績が確定しました!

インセンティブ制度とは?

全国47都道府県支部ごとの事業主および加入者の皆さまの行動等を、5つの評価指標に基づきランキング付けし、上位23支部は、順位に応じたインセンティブ(報奨金)が付与され、保険料率が引き下げとなる制度です。令和2年度の保険料率には、平成30年度の評価実績を反映させる仕組みとなっています。(制度の詳細については、協会けんぽのHPをご参照ください。)

協会けんぽ インセンティブ制度

検索

広島支部 の実績

平成30年度の、広島支部の順位は47支部中**38**位でした。インセンティブ(報奨金)が付与される上位23支部には入っておりません。



5つの評価指標ごとの順位

評価指標	順位	評価指標	順位
① 特定健診等の受診率	21位	④ 要治療者の医療機関受診率	32位
② 特定保健指導の実施率	24位	⑤ ジェネリック医薬品の使用割合	38位
③ 特定保健指導対象者の減少率	35位		

皆さまの健康づくりへの取り組みやジェネリック医薬品の使用が、保険料率に影響します! ご理解、ご協力をお願いいたします。



令和元年度健康保険委員表彰を行いました!

協会けんぽでは健康保険事業の推進のためにご尽力いただいている健康保険委員の皆さまの活動や功績に対して、感謝の意を表し、「健康保険委員表彰」を実施しております。受賞された皆さまにおかれましては、今後ますますのご活躍を祈念いたします。

全国健康保険協会広島支部長表彰(順不同)

中本 浩憲 様	株式会社サンボール	藤原 弘子 様	広洋工業株式会社
前田 直美 様	株式会社明光堂	友保 充博 様	社会福祉法人興仁会
藤田 一幸 様	相生エンジニアリング株式会社	時安 茂 様	社会福祉法人みどりの町
森田 千晶 様	一般財団法人広島県環境保健協会	伊達 聡 様	池田興業株式会社三原支店
梶谷 淳子 様	株式会社やまだ屋	大下 義則 様	平賀金属工業株式会社
向井 博美 様	広島食糧協同組合	山口 幹雄 様	株式会社山口製作所
植松 益子 様	株式会社晃祐堂	小林 正和 様	社会福祉法人東城有栖会
藤井 賢司 様	福山電業株式会社	金子 慶太 様	リョービ株式会社
丹下 浩伸 様	株式会社シギヤ精機製作所		

令和元年度も「医療費のお知らせ」を送付します

加入者の皆さまにご自身の医療費について確認いただき、健康や医療費に対する関心を高めていただくことを目的として「医療費のお知らせ」を年1回発行しております。

事業所担当者様へお願い

令和元年度の医療費のお知らせは、主に平成30年10月～令和元年9月診療分までのものを、令和2年1月中旬から2月上旬に事業所へ順次お届けします。被保険者様に、**開封せずに、配布**をお願いいたします。

被保険者様へお知らせください

「医療費のお知らせ」を医療費控除に活用される場合、以下のことにご注意ください。

- ◆ 令和元年10月～令和元年12月診療分については「医療費のお知らせ」には記載されませんので、医療機関等から受け取った領収書に基づき「医療費控除の明細書(*)」を作成し、申告書に添付してください。
- ◆ 平成31年1月～令和元年9月に診療された医療費についても、診療報酬明細書(レセプト)の請求の遅れなどの理由により記載されない場合があります。こうした場合も、領収書に基づき「医療費控除の明細書(*)」を作成してください。
- ◆ 「医療費のお知らせ」に記載されている金額が実際に支払った金額と異なる場合(後日、高額療養費の支給を受けた場合など)は訂正していただく必要があります。

※「医療費控除の明細書」の様式は、国税庁のホームページに掲載されています。

医療費控除の申告に関するご質問(手続き・添付書類など)は、国税庁のホームページをご覧くださいか、お近くの税務署へご相談ください。

特定保健指導のご案内

特定保健指導とは、健診結果をもとに生活習慣病のリスクに応じて、**専門スタッフが従業員の方と一緒に生活習慣を見直して、疾病の発症や重症化を予防しようという取り組み**です。

(※特定保健指導のステップ参照)

自宅などでも受けられる、タブレットによる遠隔面談もご用意しております。



特定保健指導のステップ

健診を受診する

特定保健指導のご案内が届く

特定保健指導を受ける

3~6か月間、生活習慣改善のフォローを受ける

★健診を受けた当日に特定保健指導を受けられる健診機関もございます!

詳しくは、保健グループ ☎082-568-1032 へお問い合わせください。

健診結果の「要治療」項目について、病院への受診はお済みですか?

生活習慣病予防健診の血圧・血糖検査の結果、「**要治療域**」に該当する方で、**健診から3か月以内の病院受診が確認できなかった方**に対して、病院受診をお勧めする文書をご自宅にお送りしています。

また、特に受診をお勧めしたい方には、文書送付後、**下記の委託先機関よりお勤め先にお電話**をすることがございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※「要治療域」とは…収縮期血圧:160mmHg以上、拡張期血圧:100mmHg以上、空腹時血糖:126mg/dl以上、HbA1c(NGSP値)6.5%以上

受診勧奨業務委託先機関

株式会社 EPファーマライン 健康サポートセンター **0120-1640-34** (担当:伊藤・須田)

ひろしま

お問い合わせ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)
〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
【ホームページ】<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>



保険証が使えるのは退職日当日まで。退職後は速やかに保険証を返却してください。



申請書の郵送にご協力ください。

協会けんぽでは、生活習慣病予防健診(がん検診付き)の費用の約6~7割を補助しております。健診後、必要な方には特定保健指導を無料で行ってまいります。ぜひご活用ください。